

四日市市告示第126号

四日市市マスコットキャラクターの使用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和3年3月23日

四日市市長 森 智広

四日市市マスコットキャラクターの使用に関する要綱の一部を改正する要綱
四日市市マスコットキャラクターの使用に関する要綱（平成30年四日市市告示第207号）の一部
を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(デザイン及び名称)</p> <p>第2条 <u>キャラクターの名称は「こにゅうどうくん」とする。そのデザイン及び写真は別に定める。</u></p> <p><u>2 前項に規定するキャラクターのデザイン及び写真は、観光交流課において閲覧に供する。</u></p>	<p>(デザイン及び名称)</p> <p>第2条 <u>キャラクターのデザイン及び写真は別図のとおりとし、その名称は「こにゅうどうくん」とする。</u></p>
<p>(使用承認の申請)</p> <p>第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ四日市市マスコットキャラクター使用承認（変更）申請書（第1号様式）に商品等（その全部又は一部にキャラクターのデザイン又は写真を用いて作成されたもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）のデザインが分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(使用承認の申請)</p> <p>第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ四日市市マスコットキャラクター使用承認（<u>更新・変更</u>）申請書（第1号様式）に商品等（その全部又は一部にキャラクターのデザイン又は写真を用いて作成されたもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）のデザインが分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(審査及び承認)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、四日市市マスコットキャラクター使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、使用の承認にあたり条件を付すことができるものとする。</p>	<p>(審査及び承認)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、四日市市マスコットキャラクター使用承認（<u>更新・変更</u>）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、使用の承認にあたり条件を付すことができるものとする。</p>

2 (略)

(使用上の遵守事項)

第6条 (略)

2から4まで (略)

5 市長は、前4項の規定が遵守されていない認めるときは、使用者に対し、キャラクターの使用中止又は是正を求めることができる。

(商品等の確認)

第7条 (略)

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ四日市市マスコットキャラクター使用承認(変更)申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったと

る。

2 (略)

(使用の期限)

第6条 キャラクターの使用承認期限は、第4条第1項により使用承認を受けた日から翌年度の末日までとする。ただし、市長は、使用形態を考慮し相当と認めるときは、承認時にそれ以前の使用期限を付することができる。

(使用の更新)

第7条 第4条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下、「使用者」という。)は、使用期限後もキャラクターを使用しようとするときは、使用期限の10日前までに四日市市マスコットキャラクター使用承認(更新・変更)申請書(第1号様式)により、市長に申請し、その承認を得なければならない。この場合において、商品等の内容に変更がない場合には、第9条第1項に規定する商品等の確認を要しないものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 (略)

2から4まで (略)

5 市長は、前3項の規定が遵守されていない認めるときは、使用者に対し、キャラクターの使用中止又は是正を求めることができる。

(商品等の確認)

第9条 (略)

(承認内容の変更)

第10条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ四日市市マスコットキャラクター使用承認(更新・変更)申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったと

きは、その内容を審査し、使用変更を承認するときは、四日市市マスコットキャラクター使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認める場合は、使用変更の承認にあたり条件を付することができるものとする。

（承認の取消）

第9条

(1) から (6) まで (略)

(7)第6条第5項の規定による中止又は是正の求めに応じないとき。

(8) から (10) まで (略)

(11)文化・生活様式の変化により、時代にそぐわない表現であると判断されたとき。

（第三者に対する承認）

第10条 (略)

（権利設定の禁止）

第11条 (略)

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 (略)

（使用者の商品に対する責任）

第13条 (略)

（製造の委託における管理監督責任）

第14条 (略)

（紛争の解決）

第15条 (略)

（損害賠償）

第16条 (略)

きは、その内容を審査し、使用変更を承認するときは、四日市市マスコットキャラクター使用承認（更新・変更）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認める場合は、使用変更の承認にあたり条件を付することができるものとする。

（承認の取消）

第11条

(1) から (6) まで (略)

(7) 第7条第4項又は第8条第5項の規定による是正の求めに応じないとき。

(8) から (10) まで (略)

（第三者に対する承認）

第12条 (略)

（権利設定の禁止）

第13条 (略)

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 (略)

（使用者の商品に対する責任）

第15条 (略)

（製造の委託における管理監督責任）

第16条 (略)

（紛争の解決）

第17条 (略)

（損害賠償）

第18条 (略)

(補則) <u>第17条</u> (略)	(補則) <u>第19条</u> (略)
-------------------------	-------------------------

様式第1号から様式第2号までを次のように改める。

(様式第1号)

四日市市マスコットキャラクター使用承認（変更）申請書

四日市市長 様

使用申請者 住 所

団体名

代表者

四日市市マスコットキャラクター使用承認（変更）について、次のとおり申請します。

使用用途				
	使用イラストNo.			
	無償 ・ 有償 （販売価格 円）			
担当者連絡先 ※申請者と違う 場合	所 属			
	所在地		氏 名	
	T E L		メー ル	
添付書類	企画書（販売計画等）、商品見本又は広告原稿、その他使用計画の分かるもの			
注意事項	1 「四日市市マスコットキャラクターの使用に関する要綱」を遵守すること。 2 使用を承認された商品、印刷物等の完成品は、後日提出すること。			

(様式第2号)

四日市市マスコットキャラクター使用承認通知書

年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

四日市市長

年 月 日付で申請のありました、四日市市マスコットキャラクターの使用について、次のとおり承認します。

使用用途	
	無償 ・ 有償 (販売価格 円)
使用許可 イラスト No.	
使用条件	<p>1 使用目的以外の目的で使用する場合、又は内容を変更する場合は、再度申請してください。</p> <p>2 要綱に定める事項を守らなかった場合、又は不正に使用したと認めるときは、使用の承認を取り消すことがあります。</p>

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(シティプロモーション部観光交流課)